





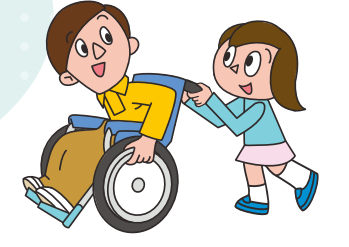
## 1 福祉を身近に感じる風土づくり

### (1) 広報・啓発活動の推進 (2) 福祉にふれる機会の充実

住民が日常生活を送る中で、福祉に気づくことが初めの一歩です。地域福祉を推進するにあたり、住民にとって福祉が身近なものと考えられるように、広報紙やホームページをはじめ、社会福祉大会やふれあい広場などのイベント、学校や地域での福祉教育を通じて、「福祉」を広めていきます。

#### 地域では

- 行政や団体からの情報を、周囲の人に伝え、地域の中で情報を共有しましょう。
- 子どもや高齢者、障害者等、誰もが参加しやすいような地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取り組みをしましょう。
- 日頃から、子どもたちが地域とコミュニケーションを図れるよう心がけましょう。
- 地区社協や自治会など地域ぐるみで、福祉教育や人権教育など多様な学習の機会を設ける取り組みを進めていきましょう。



#### 行政では

- 広報しまだやホームページ、FM島田等を活用し、ボランティア活動や地域福祉活動について、広報・啓発をするとともに、地域福祉に関する情報提供を行います。
- 健康まつり、フェスタしまだ等の行事を開催し、身近な福祉について啓発に努めます。
- 社会福祉協議会と連携し、子どもたちが福祉に対する理解を深められるよう、福祉教育の充実を図っていきます。
- 企業等へ福祉活動への参加や連携を呼び掛けます。

#### 社会福祉協議会では

- 広報紙「みんなのふくしだより」等を通じて、市内のボランティア活動や福祉活動の紹介、ボランティア募集、各種講座の紹介等を行います。
- 社会福祉大会、ふれあい広場を開催し、福祉の輪が広がるように努めます。
- 学校での福祉教育が効果的に進められるように教職員との連携や、障害者、福祉団体・施設等と連携を図り、子どもたちに福祉の大切さを伝えるように努めます。
- 自治会や地区社協が福祉をテーマに学習会等が開催できるように、相談に応じ、支援します。

## 2 住民参加による地域づくり

### (1) 防災・防犯活動の促進 (2) 地域での自立した生活への支援の充実 (3) ボランティア活動等市民活動の推進

地域での主役は住民であり、住民主体・住民参加による地域福祉活動が求められています。住民主体・住民参加による福祉のまちづくりの実現に向けた仕組みづくりが重要です。そのためには、住民へのボランティア活動の普及・啓発から人材の発掘・育成、そして活動する人々への支援や連携が必要になります。このような活動をとおして、高齢者や障害者、子育て中の人などへの支援を充実させ、その生活を支えることを目指します。また、災害時や緊急時への対応、日常の見守り活動の活性化を図り、安心・安全を支える体制の充実に取り組みます。

#### 地域では

- ひとり暮らしの高齢者や障害者等災害時や緊急時の要支援者について把握し、支援し合える体制を築きましょう。
- 子どもたちの登下校の安全、不審者に対する対応、交通事故防止等、地域ぐるみの取り組みや仕組みづくりを行いましょう。
- 自治会、民生委員・児童委員等が連携し、見守り活動の充実に努めましょう。
- 高齢者の集いの機会、子育て支援の機会づくり等の活動に取り組みましょう。

#### 行政では

- 高齢者や障害者等に配慮した災害時要援護者対策を進めます。
- 悪質商法や不審者等に関する情報提供の充実を図ります。
- 孤立死（孤独死）が起きないように見守りネットワークの構築を推進していきます。
- 高齢者の生きがいづくりや介護予防事業の充実を図ります。
- 子育てに対するサービスや情報提供の充実を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア（団体）の育成に努めます。

#### 社会福祉協議会では

- 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行い、大規模災害に備えます。
- ボランティアを始めようとしている人の相談に応じたり、活動を調整します。
- ボランティア団体の活動相談等に応じます。
- 福祉団体・ボランティア団体等の団体間の情報交換、連携強化のため、福祉団体・ボランティア団体等ネットワーク会議を開催します。



## 3 福祉サービスが適切に受けられる仕組みづくり

### (1) 相談支援・情報提供の仕組みづくり (2) 権利を守るための仕組みづくり (3) 福祉サービスの質の向上

住民が安心して生活するためのひとつには、誰もが必要な時に、求めに応じて適切な福祉サービスを受けられることが必要であり、その仕組みづくりが必要です。行政や社協などで相談が気軽に受けられること、情報が平等で正確に提供されること、民生委員・児童委員と連携しニーズを把握できることなどが必要になります。また、権利擁護体制の充実、苦情解決システムの充実、福祉サービス提供者によるサービスの質の向上などに取り組みます。



#### 地域では

- 各自が隣近所や民生委員・児童委員等と関わりを持ち、地域の中で気軽に相談できる人をつくるよう心がけましょう。
- 不安や悩みがある場合、一人で悩まずに誰かに相談するよう心がけましょう。
- 地域の中で、隣近所の人との相談を気軽に聞けるような場を設けるようにしましょう。
- 民生委員・児童委員と自治会、保健委員等の地域における連携を深めましょう。

#### 行政では

- 市の各種相談や社会福祉協議会、その他関係機関や専門機関との連携を深め、相談体制の充実を図ります。
- 高齢者向けに文字を大きくしたり、障害者向けに点訳・音訳するなど、情報を受け手の特性に合わせた情報のバリアフリー化を推進します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進に努めます。
- 福祉サービスを利用する際には、第三者評価制度による評価内容を活用して、事業者を選択するよう啓発します。

#### 社会福祉協議会では

- 福祉総合相談窓口を開設し、住民からの生活相談に柔軟に対応します。
- 認知症・知的障害・精神障害等の理由で判断能力が不十分な方が、安心して地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を援助する日常生活自立支援事業を推進します。
- 地区社協や地域包括支援センター等と連携し、ニーズ把握から適切なサービス提供までをつなぐ仕組みづくりを目指します。

## 4 地域福祉を推進する仕組みづくり

### (1) 小地域福祉活動を推進する体制の構築 (2) 小地域福祉活動の充実 (3) 地域福祉推進体制の整備

身近な福祉を感じ合える、住民相互が顔の見える範囲、歩いて移動できる範囲など小地域での福祉活動への取り組みが、求められてきています。この小地域福祉活動をより推進していくために、地域の中に推進する組織を設置し、課題解決に向けた活動を展開していきます。生活課題は地域によって異なり、解決に向けた活動も様々あるため、学ぶ機会を設けたり、団体間の連携を強化するなど、活動の充実を図ります。推進にあたっては、行政や社協だけでなく、福祉関係機関との連携を強化したり、多様な財源をつくったりする必要があります。市社会福祉協議会の基盤の強化も併せて行います。

#### 地域では

- 地区社協などの小地域福祉活動を推進する組織が設置されていない地域は、組織設置の取り組みを進めましょう。
- 福祉課題やニーズを把握し、課題解決に向けた活動を多くの人の協力により進めましょう。
- 地域で福祉懇談会を開催し、意見交換や情報交換を行う機会をつくりましょう。
- バザーや募金活動により、地域福祉活動に必要な財源の確保に努めましょう。



#### 行政では

- 社会福祉協議会と連携し、自治会長等への組織設置の普及、啓発を図ります。
- 地区社協や自治会等に対し、小地域福祉活動に関する情報提供に努めます。
- 社会福祉協議会、地区社協との連携を深め、地域ぐるみの支え合い活動や助け合い活動の充実を支援します。
- 社会福祉協議会と連携し、人材育成につながる研修会、先進地視察等の実施を支援します。
- 地域活動団体間の連携強化のための取り組みを支援します。

#### 社会福祉協議会では

- 自治会長や民生委員・児童委員等へ地域福祉活動の必要性を伝え（啓発）、市内全域での組織の設立推進を図ります。
- 地区福祉懇談会を開催し、地域福祉の必要性を伝えるとともに、その地区にあった小地域福祉活動の進め方を地域といっしょに考えていきます。
- 島田市地域福祉活動推進委員会（仮称）を開催し、島田市全体の小地域福祉活動のエリア、活動内容を設定していくとともに、推進や普及の仕方を考えます。

※正式名称は「地区社会福祉協議会」ですが、「地区社協」の方が広く認知されているため、本計画においては「地区社協」を用います。